

大網白里市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり大網白里市長から通知があったので公表する。

平成28年4月11日

大網白里市監査委員 大島 有紀子

大網白里市監査委員 花澤 房義

総 第 4 号
平成 28 年 4 月 11 日

大網白里市監査委員 大 島 有紀子 様
同 花 澤 房 義 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 27 年 11 月 30 日付け監第 305 号で報告のあった平成 27 年度定期監査（第 1 回）の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知します。

1 報告書番号 平成27年11月30日付け監第305号

2 監査の種類 定期監査（第1回）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（農業委員会）</p> <p>食糧費の支出について</p> <p>農業委員関係事務費については、午後の会議に出席する農業委員会委員に弁当を用意し、公費を支出しているところが見受けられたが、そもそも報酬を支給している農業委員会委員に、昼食代（弁当）を支出する必要があるのか疑問であり、食糧費の支出については、その必要性・相当性を考慮し、適正に支出されたい。</p> <p>会長交際費について</p> <p>交際費に関する行政実例（昭和28年7月1日自行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）によると、交際費とは一般的に対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費とされている。</p> <p>しかしながら、農業委員会会長の交際費については、農業委員会冠婚葬祭慶弔慰見舞規程はあるものの対外的な支出規程はなく、実績について監査したところ、会員や元会員等への支出のみが見受けられた。</p> <p>また、農業委員会会長の交際費については、これまでの実績からも、その行政執行のため、外部との交際の必要性そのものに疑問があり、見直しを検討されたい。</p>	<p>これまで昼食を提供してきた会議、農地パトロール等において、開始時刻を見直すことにより、昼食自体が不要となるように調整いたします。</p> <p>なお、平成28年度予算において、昼食に係る予算が計上されていないことを申し添えます。</p> <p>市長・教育長の交際費支出基準及び近隣市町の農業委員会における慶弔規程を参考に、新たな「大網白里市農業委員会会長交際費支出基準」を作成し、平成28年1月に開催した農業委員会総会において審議し、承認を得ましたので、平成28年4月1日から運用を開始いたします。</p> <p>今後は、新しい農業委員会会長交際費支出基準により、適正な会長交際費の支出に努めてまいります。</p>